

# 川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金

事業者が障がい者雇用の理解を深め、障がい者の雇用機会の拡大及び定着を図ることを目的とし、障がい者を試行雇用(トライアル雇用)、継続雇用する事業主に対して奨励金を支給します。

## 川西市障がい者トライアル雇用奨励金

国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受け、対象となる障がい者を試行雇用する事業主に対し、国の助成金支給額の1/2に相当する額を支給します。

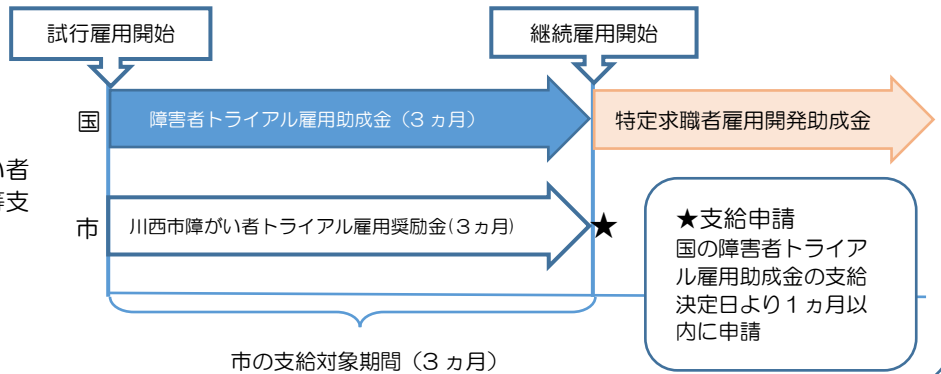
- ◆支給要件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を試行雇用し、国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受けていること
- ◆支給額：国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給額の1/2の額（月額上限：2万円、支給期間上限3ヶ月）

### 【奨励金支給の例】

国の「障害者トライアル雇用助成金」を月額4万円×3ヶ月間受給し、その後も対象となる障がい者を継続雇用し、特定求職者雇用開発助成金を受給する場合

支給対象期間：3ヶ月  
支給額：2万円×3ヶ月＝6万円

※申請事業主の企業規模、雇用する障がい者のタイプによって国の助成金の金額・期間等支給状況が異なります。



## 川西市障がい者継続雇用奨励金

国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用する事業主に対し、当該障がい者に支払った賃金の1/4に相当する額を支給します。

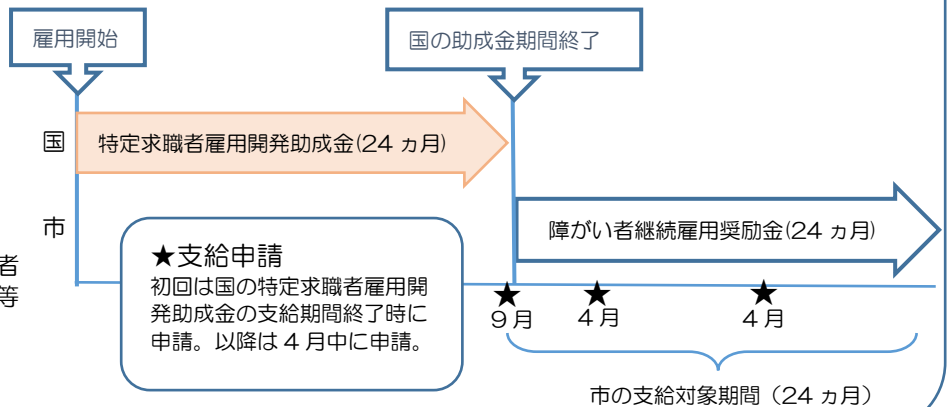
- ◆支給要件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を雇用し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用すること
- ◆支給額：対象となる障がい者に支払われた賃金の1/4の額（月額上限2万円、支給期間：特定求職者雇用開発助成金の支給期間と同期間（上限36ヶ月））

### 【奨励金支給の例】

国の「特定求職者雇用開発助成金」を24ヶ月間受給（8月末に終了）し、その後も対象となる障がい者を継続雇用し、月額20万円の賃金を支払っている場合

支給対象期間：24ヶ月  
支給額：2万円×24ヶ月＝48万円  
（1年目：2万円×7ヶ月＝14万円  
2年目：2万円×12ヶ月＝24万円  
3年目：2万円×5ヶ月＝10万円）

※申請事業主の企業規模、雇用する障がい者のタイプ等によって国の助成金の金額・期間等支給状況が異なります。



奨励金の詳細や申請手続きについてはホームページをご確認ください。

川西市障がい者トライアル雇用奨励金  
川西市障がい者継続雇用奨励金



問合せ先 川西市 市民環境部 産業振興課  
電話：072-740-1162（平日 9:00～17:00）

作成・発行 令和3年4月1日